

第32回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年2月24日（金）午前9時～午前10時35分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 （14名）

会長	15番							
会長代理	1番							
委員	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	
	8番	9番	10番	11番	12番	13番		
4. 欠席委員 （1名） 12番
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (11件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (6件)
 - 6 付議事件及び順序について

日程第1	農業経営基盤強化促進法の資格審査について	(議案 1 件)
日程第2	農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について	(議案 5 件)
日程第3	農地法第4条に規定による許可申請について	(議案 1 件)
日程第4	農地法第5条に規定による所有権移転の許可申請について	(議案 4 件)
日程第5	非農地証明願の申請審議について	(議案 2 件)
日程第6	農地利用状況調査に係る非農地決定について	(議案 1 件)
日程第7	令和5年度農作業標準賃金及び農作業標準料金の決定について	(議案 1 件)
日程第8	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について	(議案 1 件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	局長補佐	管理調整係長	事務補助員
------	------	--------	-------

議長 それでは只今から、第32回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、〇〇委員より所用のため出席できない旨の連絡がありました。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、4番〇〇委員と5番〇〇委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が11件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページです。①合意解約申出書11件です。番号1。貸人、湧水町米永 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇 土地の所在 米永字島廻〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年4月25日から令和14年4月30日。解約の理由、湿田により耕作条件が悪いため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年1月13日。番号2。貸人、湧水町鶴丸 〇〇。借人、湧水町中津川 〇〇。土地の所在、鶴丸字下新田〇〇 田 〇〇㎡ 外4筆 計5筆 4,169㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年7月16日から令和12年7月15日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月21日。番号3。貸人、湧水町北方 〇〇。借人、湧水町田尾原 〇〇。土地の所在、北方字内原〇〇 田 〇〇㎡。外1筆 計2筆 3,454㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年5月1日から令和9年4月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年1月18日。番号4。貸人、湧水町木場 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地の所在、木場字上掛〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年5月25日から令和8年5月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡し時期、令和5年1月1日。番号5。貸人、湧水町北方 〇〇。借人、湧水町川添 〇〇。土地の所在 北方字本堂〇〇 畑 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年4月26日から令和7年3月31日。解約の理由 耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年1月31日。番号6。貸人、湧水町幸田 〇〇。借人、伊佐市菱刈 〇〇。土地の所在、幸田字吉原〇〇 田 〇〇㎡。外3筆 計4筆 5,307㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令

和2年1月1日から令和11年12月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年1月31日。番号7。貸人、湧水町鶴丸〇〇。借人、湧水町鶴丸〇〇。土地の所在、中津川字松ヶ迫〇〇 田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年1月1日から令和7年12月30日。解約の理由、土地売買のため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年10月31日。番号8。貸人、湧水町川西〇〇。借人、湧水町川西〇〇。土地の所在 川西字塚ノ原〇〇 田 〇〇㎡。外6筆 計7筆 3,383㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和元年8月27日から令和6年8月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和5年3月31日。番号9。貸人、湧水町鶴丸〇〇。借人、湧水町鶴丸〇〇。土地の所在 鶴丸字古田〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年5月1日から令和10年4月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年2月8日。番号10。貸人、湧水町川西〇〇。借人、湧水町川添〇〇。土地の所在 川西字前畑〇〇 畑〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年3月25日から令和7年3月31日。解約の理由、土地売買のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和5年2月8日。番号11。貸人、湧水町田尾原〇〇。借人、湧水町田尾原〇〇。土地の所在、田尾原字馬越〇〇 田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年7月1日から令和9年6月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和5年2月10日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ、以上で合意解約申出書を終わります。次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 4ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件です。番号1。権利取得者、北海道室蘭市〇〇。権利取得日、令和4年8月30日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次蛭牟田〇〇 田 〇〇㎡ 外11筆 計12筆 14,439㎡。あっせん等の希望は無です。番号2。権利取得者、湧水町北方〇〇。権利取得日、令和4年12月28日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方新替〇〇田 〇〇㎡外8筆 田5筆 畑4筆の計9筆8,620㎡。あっせん等の希望は無です。番号3。権利取得者、鹿児島市〇〇〇〇。権利取得日、令和4年

10月17日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，般若寺山川〇〇 田 〇〇㎡ 外1筆 田1筆 畑1筆の計2筆 2,872㎡。あっせん等の希望は無です。番号4。権利取得者，湧水町北方 〇〇。権利取得日，令和5年1月27日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，幸田笹ヶ野〇〇 田〇〇㎡ 外5筆 田4筆 畑2筆の計6筆 7,981㎡。あっせん等の希望は無です。番号5。権利取得者，湧水町川西 〇〇。権利取得日，令和5年1月31日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，中津川外古川〇〇畑 〇〇㎡ 外2筆 田1筆 畑2筆の計3筆 3,371㎡。あっせん等の希望は無です。番号6。権利取得者，湧水町木場 〇〇。権利取得日，令和4年10月24日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，木場踏切〇〇 畑 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ，以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第338号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号49号まで，事務局の説明を求めます。

事務局 5ページです。日程第1 議案第338号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から49号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田102,980㎡，畑7,378㎡，小計110,358㎡。6ページです。総括表です。これも合計だけ説明いたします。賃貸借分の田89,164㎡，畑4,524㎡。使用貸借分の田13,816㎡，畑2,854㎡。合計で田が102,980㎡，畑7,378㎡，合計110,358㎡です。7ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。

議 長 それでは，整理番号1号について，審査します。整理番号1号につきましては，農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に，11番〇〇委員が抵触しますので，退席を求めるため暫時，休憩します。
(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ，会議を開きます。ただいま事務局の整理番号1号の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号1号の資格審査については，承認す

ることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号 1 号の利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に、整理番号 2 号について、審査します。整理番号 2 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条議事参与の制限に、1 3 番○○委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時、休憩します。

(○○委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。ただいま事務局の整理番号 2 号の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

8 番 8 番○○です。借賃のところが 107,500 円になっているのですがこれはどういうことですかね。

事務局 その部分はですね、反当 25,000 円ということで、107,500 円での契約をされているようです。

議 長 他にご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 2 号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号 2 号の利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 それでは、整理番号 3 号から整理番号 49 号について審査します。整理番号 3 号から整理番号 49 号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 3 号から整理番号 4 9 号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号 3 号から整理番号 49 号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。以上で、農業経

営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議 長

次に、日程第2、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について に移ります。議案第339号から議案第343号までの5議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

20 ページです。日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第339号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字柿木地目は田 農振内〇〇㎡。渡人，湧水町中津川 〇〇。受人，湧水町川添 〇〇。経営面積，5,833 ㎡。外はお目通してください。労力総数2。申請事由，相手方の要望による贈与です。次に議案第340号。権利，所有権移転。土地の所在，中津川字松ヶ迫 〇〇 地目は田，農振内〇〇㎡。渡人，湧水町鶴丸 〇〇。受人，湧水町鶴丸 〇〇。経営面積，2,979 ㎡。外はお目通してください。労力総数2。申請事由，規模拡大。売買価格は10万円です。次に議案第341号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字前畑 〇〇 地目は畑 農振内〇〇㎡。渡人，湧水町川西 〇〇。受人，湧水町川添 〇〇。経営面積，12,182 ㎡。外はお目通してください。労力総数2。申請事由，規模拡大。売買価格は1万円です。次に議案第342号。権利，所有権移転。土地の所在，米永字六日田 〇〇 地目は田 農振内〇〇㎡。渡人，霧島市隼人町 〇〇。受人，湧水町米永 〇〇。経営面積，3,168 ㎡。外はお目通してください。労力総数2。申請事由，従姉からの贈与です。次に議案第343号。権利，所有権移転。土地の所在，米永字橋町 〇〇 地目は田 農振外〇〇㎡。渡人，湧水町木場 〇〇。受人，湧水町木場 〇〇。経営面積，6,011 ㎡。外はお目通してください。労力総数2。申請事由，規模拡大。売買価格は50万円です。以上です。

議 長

農地法第3条の許可区分は湧水町農業委員会です。議案第339号について審議します。議案第339号は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番

1番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第339号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長

只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 339 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 339 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 340 号について審議します。議案第 340 号は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 4 番 4 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 340 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、4 ページ、5 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 340 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 340 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 341 号について審議します。議案第 341 号は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 4 番 4 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 341 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、6 ページ、7 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 341 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 341 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 342 号について審議します。議案第 342 号は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

3 番 3 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 342 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 8 ページから 10 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 342 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 342 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 343 号について審議します。議案第 343 号は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

3 番 3 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 343 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 8 ページ、11 ページ、12 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 343 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 343 号につきましては、許可相当と認め許可

することに決定しました。

議 長 以上で農地法第3条に規定する所有権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第344号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 22 ページです。日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第344号。所在、恒次字坪迫〇〇 畑 外2筆 計3筆 農振外。計5,033 m²。二種農地。申請人、湧水町恒次 〇〇。形態、転用。用途、山林。申請事由、申請地の周辺が山林であり、日当たり悪く生産性が低いため、クヌギを植林し土地の有効利用を図る。以上です。

議 長 議案第344号を審議します。議案第344号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5番〇〇が報告します。農地法第4条に係る議案第344号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の13ページから16ページを参照してください。周囲の状況は、北は道路、東は山林、南は山林、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書、土地利用図がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対しご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第344号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、3,000 m²超えることから県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第344号については、許可相当と認め、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります

議 長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第345号から議案第348号までの4議案を一括

上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

23ページです。日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第345号。権利, 所有権移転 所在, 恒次字平下〇〇畑 農振外〇〇㎡。外1筆 計2筆 合計264㎡。二種農地。渡人, 湧水町恒次 〇〇。受人, 湧水町恒次 〇〇。用途, 通路。申請事由, 地域の墓地への通路が無い場合、通路に転用したい。土地利用図, 事業計画書, 被害防除計画書, 被害防除誓約書, 始末書が添付されています。議案第346号。権利, 所有権移転。所在, 北方字原牟田〇〇畑。農振外 〇〇㎡。一種農地。渡人, 久留米市諏訪野町 〇〇。受人, 湧水町木場 〇〇。用途, 農業用施設。申請事由, 水耕栽培のビニールを建てる予定であり地下水の質や広さ・日当たり等適していると判断したため。土地利用図, 事業計画書, 被害防除計画書, 被害防除誓約書, 土地改良区意見書が添付されています。議案第347号。権利, 所有権移転。所在, 田尾原字供養塚〇〇畑 〇〇㎡ 外1筆 合計231㎡。農用地区域内農地。渡人, 湧水町田尾原 〇〇。受人, 湧水町田尾原 〇〇。用途, 農業用施設。申請事由, 農業用倉庫及び駐車場を取得して, 経営の安定を図りたい。土地利用図, 事業計画書, 被害防除計画書, 被害防除誓約書, 始末書が添付されています。議案第348号。権利, 所有権移転。所在, 中津川字中水流〇〇畑 〇〇㎡ 二種農地。渡人, 湧水町般若寺 〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇。用途, 資材置場。申請事由, 自動車関連の板金塗装・ロードサービス・新車中古車販売・車検の各事業をしている。管理する自動車等の資材置き場がなく, 事業の推進が困難になっており, 近傍に資材置き場が必要である。土地利用図, 事業計画書, 被害防除計画書, 被害防除誓約書が添付されています。以上です。

議長

まず, 議案第345号を審議します。議案第345号については, 現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いします。

5番

5番〇〇が報告します。農地法第5条に係る議案第345号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の17ページから21ページ をご参照ください。周囲の状況は, 北は道路, 東は通路, 南は道路, 西は道路です。一般基準の他法令関係については, 該当ありません。また, 周囲の農地等への支障の有無については, 特にありません。添付書類は, 土地利用図, 被害防除計画書及び誓約書、顛末書がありました。転用許可に関しての調査意見は, 農地転用に関する許可基準に照らし, 「資力及び信用」, 「転用の確実性」, 「計画面積の妥当性」また, 転用することによって生じる付近農地への支障等は, 特に問

題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対しご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 345 号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め県知事に進達することにご異議ございませ
んか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 345 号については、許可相当と認め県知事に
進達することに決定しました。

議 長 次に、議案第 346 号を審議します。議案第 346 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

3 番 3 番〇〇が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 346 号の現地調査の報
告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議
案参考資料の 17 ページ、22 ページから 25 ページをご参照ください。周囲
の状況は、北は田、東は道路、南は宅地、西は田です。一般基準の他法令
関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無に
ついては、特にありません。添付書類は、土地利用図、被害防除計画書及
び誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関す
る許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当
性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題
はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対しご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 346 号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め、第 1 種農地であることから県農業会議定
例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございま
せんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 346 号については、許可相当と認め県農業会
議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しまし
た。

議 長 次に、議案第 347 号を審議します。議案第 347 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5 番〇〇が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 347 号の現地調査の報
告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書

一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 17 ページ、26 ページから 29 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は畑、東は道路、南は畑、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、土地利用図、被害防除計画書及び誓約書、顛末書がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対しご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 347 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、農用地区域内農地であることから県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 347 号については、許可相当と認め県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。

議 長 次に、議案第 348 号を審議します。議案第 348 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番 1 番〇〇が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 348 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 30 ページから 33 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は田、南は田、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、土地利用図、被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対しご質問ご意見等ございませんか。

9 番 9 番〇〇です。教えてください。ここの農地は所有権移転でまだそんなに永くは経過していないと思うのですが、それがいつ頃だったのか。それと差し支えなければ購入価格は、いくらだったか教えてください。

事務局 議案第 348 号の所有権移転の時期は、令和元年 12 月 25 日売買になっております。約 3 年余り経過しております。当時は規模拡大ということでしたがこの受人の〇〇さんからどうしても譲って欲しいということで今回 5 条の申請をされたと聞いております。また、対価については、15 万円と申請書には記載されております。

議長 他にご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 348 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 348 号については、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。以上で、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。ここで、10 時 10 分まで、暫時休憩します。
(休息 9 : 58 ~ 10 : 10)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、日程第 5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第 349 号から議案第 350 号までの 2 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 25 ページです。日程第 5 非農地証明願の申請審議について。議案第 349 号。願出人、鹿児島市 〇〇。土地の所在、般若寺字馬道〇〇 地目は畑面積は〇〇㎡。所有者は本人です。非農地とする理由、申請地は、平成 25 年頃より耕作放棄により荒廃化したため。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条 (2) (4)。次に議案第 350 号。願出人、湧水町川西 〇〇。土地の所在、中津川字外古川〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡。所有者は本人です。非農地とする理由、申請地は、平成 14 年より夫が病気のため耕作できずに荒廃化し、農地への復元が困難である。非農地判定基準、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条 (2) (6)。以上です。

議長 先ず、議案第 349 号について審議します。議案第 349 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 番 1 番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第 349 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 34 ページから 37 ページをご参照ください。調査意見は、平成 25 年頃より耕作放棄により荒廃化したため、今後農地への復元が困難

な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第4号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第349号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案349号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。次に議案第350号について審議します。議案第350号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

4 番 4番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第350号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の34ページ、38ページから40ページをご参照ください。調査意見は、平成14年より夫が病気のため耕作できなかったことにより荒地化し、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第6号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第350号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案350号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。以上で非農地証明願の申請審議について を終わります。

議 長 次に、日程第6 農用地利用状況調査に係る非農地決定について を議題とします。議案第351号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料の26ページをご覧くださいと思います。日程第6 議

案第 351 号農用地利用状況調査に係る非農地決定について 今回鶴丸地区の田、畑を 15 筆の非農地の決定をお願いしたいと思います。内訳としましては、田が 12 筆で 8,547 m²、畑が 3 筆で 1,211 m²計 15 筆で、9,758 m²です。現況としましては、それぞれ、荒廃田、山林、荒廃畑となっている状況でございます、もう永く赤判定となっているところです。非農地判定基準としましては、第 2 号、第 6 号、第 7 号、第 4 号をそれぞれ適用してあります。調査委員としましては、〇〇農業委員と〇〇推進委員が令和 4 年度に農地利用状況調査によって、決定した内容につきまして今回上程しているものでございます。15 筆とも資料の方でご確認をお願いいたします。それと資料につきましては、別紙の方でカラー刷りの A3 の用紙があります。令和元年の状況ですが、それぞれ地番を記載してありますので、参考にしていただけたらと思います。以上です。

議 長 只今の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 351 号については、非農地と決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案 351 号につきましては、非農地と決定することに決定しました。以上で農地利用状況調査に係る非農地決定について を終わります。

議 長 次に、日程第 7 令和 5 年度農作業標準賃金及び農作業標準料金の決定について を議題とします。議案第 352 号を上程します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 27 ページです。日程第 7 議案第 352 号。令和 5 年度農作業標準賃金及び農作業標準料金の決定について。2 月 7 日に農作業標準賃金調査検討会を開催いたしました。始めに改定をすることとなりました理由について説明させていただきます。まず (1) 農作業標準賃金の方ですが、こちらは農業者の方が、作業員を臨時で雇用する際に目安となる一人当たりの賃金となっております。昨年 10 月に鹿児島県の最低賃金が 1 時間あたり 821 円から 853 円へ改定がありました。令和 4 年度より一日あたり 256 円あがっておりますので、令和 5 年度は一日あたり 8 時間 6,824 円で提案させて頂きたいと思っております。次に (2) 農作業標準作業料金についてですが、こちらにつきましては、近年燃料価格、農業用資材、機械等の高騰により農作業を受託される方の負担というのかなり大きくなっており、また令和 2 年度より大幅な料金改定を行っていないことより、今回主に機械等を伴う農作業標準作業料金を見直すものであります。28 ページの一覧表をご覧いただければと思いますが、

検討会の中では一律 500 円上げた方がいいとの意見が多数ありましたので、今回このような料金で提案させて頂きたいと思います。また別途参考資料も添付しております。主なものを説明させていただきますと、(2) 軽油・ガソリン価格についてですが、軽油価格が平成 28 年に 107 円であったものが現在 157 円です。同様にガソリンも平成 28 年は 112 円でしたが、現在は 164 円となっております。ここ数年で燃料代がこれだけあがっておりますが、作業料金はこの間 100 円の改定となっております。また近隣市町村の状況ですが、始良市については、300 円から 500 円程度で改定をする見込みだということです。また霧島市も改定予定だということです。また 2 枚目については令和 4 年度の資料ですが、近隣市町村との比較表もつけておりますのでご覧いただければと思います。以上です。

議長 先ず、令和 5 年度農作業標準賃金について、ご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問・ご意見等がなければ、令和 5 年度 農作業標準賃金 については、昨年 10 月に鹿児島県最低賃金が、1 時間当たり 821 円から 853 円に改定されたことに伴い、最低額を 6,824 円に引き上げるとともに、圃場条件や作業の質及び量を考慮して双方で決められるよう上限を決めない設定とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、令和 5 年度農作業標準賃金については、1 日 6,824 円からということで決定しました。次に、令和 5 年度農作業標準料金について、ご質問ご意見等ございませんか。

8 番 8 番〇〇です。農作業標準作業料金の決定についてとなっておりますがもう決定されてものかなと思います。意見ということですので。一律 500 円というのは仕方がないと思います。ただ、水田耕起なんかは 500 円上がると 5,600 円、他の作業が割合的には、安くなっていたのでいいかなと思うのですが、ソバ収穫作業料金は去年 5,700 円から 7,000 円になったと思うのですがまた今度 7,500 円になるということなので、去年も上げたのにといい気にもなります。でも事情があると思うので一応意見として申しあげました。

事務局 去年のソバの収穫作業料金については、近隣自治体と比較し安価であったため 7,000 円に値上げを行いました。今回は、燃料費、資材等の高騰により他の作業料金と併せて 500 円引き上げたということでございます。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問・ご意見等がなければ、農作業標準料金につきましては、町農作業標準賃金調査検討会で検討された料金のおりとするにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。令和5年度農作業標準料金につきましては、町農作業標準賃金調査検討会で検討された料金のおりとするに決定しました。以上で、令和5年度農作業標準賃金及び農作業標準料金の決定について を終わります。

議 長 次に日程第8 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について を議題とします。議案第353号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料29ページをご覧ください。日程第8 議案第353号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について です。この決議につきましては、令和元年11月28日開催の全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されたこと受け、すべての農業委員会で、公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守することは、もとより綱紀の保持に一層努めるため、総会において申し合わせ決議を行うものです。また、「農業委員会の法令遵守の等の申し合わせ決議」につきましては、毎年度1回以上の実施が求められております。委員の皆様は決議案を朗読して理解を求めたいと思いますので宜しくお願いいたします。それでは読み上げます。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和5年2月24日 湧水町農業委員会。以上です。

議 長 只今の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 353 号は原案のとおり決議することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

1 番 1 番〇〇です。教えてください。議案番号 343 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請 これ、相続人が誰もいない場所なんですよ。この金額が 500,000 円ということで、この 500,000 円はどこにいくんですかね。わかっていれば教えていただきたい。

事務局 この〇〇さんは、親戚の方おられるのですが、すべて相続放棄をされておりこの 500,000 円は国の方に行きます。以上です。

議 長 他に、ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第 3 2 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 10 時 35 分

4 番

5 番

議 長
